

- ◇国の機関並びに自治体との意見交換を通じた、課題の深掘りと改善策の検討を実施中
- ◇エネ環専門委員会での委員各社からのご意見について、下表のとおり対応中

第1回エネ環専門委員会で各社から提示された主な意見		対応（予定）
組織・体制面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低炭素、循環経済については一企業や民間レベルでの取り組みに限界がある</li> <li>○産学官連携などで、新たな価値や経済合理性のある取り組みを創出できないか</li> <li>○他の産学官マッチング組織と取り組みが重複するのであれば、連携を検討できるとよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経産省・環境省、自治体との情報交換を通じ、連携の在り方を模索・検討中</li> <li>○産学官での連携先、連携の在り方を含めて検討中</li> </ul>
課題領域面  (資料p.2参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材調達、製造、販売、リサイクルなど各段階での課題を抽出し、その解決につながるビジネスモデルを考えられるとよい</li> <li>○中小企業における少量廃棄物を集めて処理できないか。行政組織と連携し、規制緩和や補助金の要望も必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中部経産局のほか、愛知県などの自治体が資源循環ビジネスモデルの創出活動を実施中。中経連として、情報収集を通じ課題抽出と広域展開の可能性を検討中</li> </ul>
制度面  (資料p.3参照) (資料p.4参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃掃法での免許制度など、法規制の緩和により廃棄物処理が進みやすくなるケースがあるのでないか</li> <li>○J-クレジットなどが利用しやすい制度設計となるよう、制度見直しの後押しをお願いする</li> <li>○環境面での制度見直しなど、適宜情報提供・情報共有をお願いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制緩和要望が必要な事項を調査中。具体化後に要望実施の要否を整理予定</li> <li>○制度見直しに関し、国際的な基準との整合化を含めた提言の在り方を検討中</li> <li>○「プラ新法」説明会を中部経産局と連携して開催予定</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル・廃棄物削減だけでなく、長寿命・資源効率という観点も重要であるとの認識の醸成をお願いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認識醸成の手法を検討中</li> </ul>

〔国の機関並びに自治体との意見交換用資料〕  
現状認識（資源循環における想定課題）

主 体	課 題
上流 (動脈産業)	<p>大企業においては、資源効率・エネルギー効率の改善、廃棄物の有効利用に取り組んでいるが、以下の課題もあるのではないか。（以下、大中小企業共通の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少量廃棄物の扱い（廃棄物の回収・有価販売に繋がる仕組みの構築）</li> <li>○ 混合廃棄物の扱い（分別しやすい製品設計、混合廃棄物の分別工程の追加）</li> <li>○ 廃棄物の再生利用に向けた課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の再利用に向けた品質確保（排出事業者による分別の徹底、再利用事業者との連携）</li> <li>・ 廃棄物再生利用状況（再利用事業者の実態）の把握（HP等での見える化）</li> <li>・ 再生利用によるコスト負担増（廃棄物の適正処理より負担増）</li> <li>・ 資源（廃棄物）の再資源化を意識した生産プロセスへの転換</li> </ul> </li> <li>○ 逆有償の問題（「有価販売額&lt;輸送費」の場合、廃棄物扱いになる可能性あり）</li> <li>○ 化学（有害）物質等の回収・分離</li> <li>○ 資源効率、エネルギー効率改善のための最新機器の導入、エネルギー転換（電化、水素化）</li> </ul>
利用者 ・消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少量廃棄物の扱い（廃棄物の回収・有価販売に繋がる仕組みの構築）</li> <li>○ 混合廃棄物の分別（分別にはコスト増）</li> <li>○ 廃棄物の適正処理 [特に消費者]</li> <li>○ 逆有償の問題（「有価販売額&lt;輸送費」の場合、廃棄物扱いになる可能性あり）</li> <li>○ エネルギー効率の高い最新機器の導入、エネルギー転換（電化、水素化）</li> </ul>
下流 (静脈産業)	<p>廃棄物の適正処理は進むものの、廃棄物処理（再生利用）事業者の事業規模により、再生利用の度合いは様々であり、以下の課題があるのではないか。（以下、大中小企業共通の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生利用事業者へ廃棄物が集まらない。（排出者の処理コスト負担が大きいため）</li> <li>○ 再生利用後の再生製品の品質確保が困難（廃棄物の品質にバラツキが起因）</li> <li>○ 再生利用品の販路（再生利用品の引き取り先との連携）</li> <li>○ 再生利用技術の導入への障害（技術開発の余力なし、技術動向の把握が困難、機器導入コスト負担）</li> <li>○ 適正処理から再生処理への事業転換</li> <li>○ 資源効率、エネルギー効率改善のための最新機器の導入、エネルギー転換（電化、水素化）</li> </ul>

★赤字は、各主体が関連する課題

★青字は、民間企業がサポートできること



## 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立  
令和3年6月11日公布

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

### ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化する必要がある**。

### ■ 主な措置内容

#### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定する**。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 個別の措置事項 ※赤字は個別の措置事項の主務大臣を示す。

設計・製造	<p><b>【環境配慮設計指針】</b> 経産大臣、事業所管大臣（内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>	 <付け替えボトル>
販売・提供	<p><b>【使用の合理化】</b> 経産大臣、事業所管大臣（厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> </ul>	 <ワンウェイプラスチックの例>
排出・回収・リサイクル	<p><b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による容り法ルートを活用した再商品化を可能にする。容り法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> 経産大臣、環境大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化する計画を作成する</b>。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー



<店頭回収等を促進>

△ <施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

## 【参考】

中経連が後援する12月開催予定のシンポジウム

# サーキュラーエコノミーシンポジウム

～カーボンニュートラル実現に向けた中部地域のものづくり変革～

開催日：2021年12月3日（金）14:00～17:00

場所：ミッドランドホール（オンライン視聴可：Zoom）

## ■講師紹介

### 【基調講演】

**細田 衛士 氏 中部大学 副学長 経営情報学部長・教授**

1977年慶應義塾大学経済学部卒業、同大学経済学部助手、助教授を経て、1994年より教授。

2001年から2005年まで同大学経済学部長を務めた。中央環境審議会委員や環境省政策評価委員会委員などを歴任。経済産業省循環経済ビジョン研究会座長。2019年4月より中部大学経営情報学部教授。2021年4月より現職。博士（経済学）。著書多数。



### 【招待講演】

**喜多川 和典 氏 公益財団法人日本生産性本部 エコ・マネジメント・センター長**

長年にわたり、行政・企業の環境に関するリサーチ及びコンサルティングにあたる。上智大非常勤講師、経済産業省循環経済ビジョン研究会委員、NEDO技術委員、ISO TC323 Circular Economy 国内委員会委員。おもな著書に「サーキュラーエコノミー 循環経済がビジネスを変える」「プラスチックの環境対応技術」「材料の再資源化技術事典」「プラスチックのケミカルリサイクル技術」（いずれも共著）等。



### 【特別報告】

**神崎 昌之 一般社団法人サステナブル経営推進機構 カーボンニュートラル事業部長**

2004年から社団法人産業環境管理協会にてエコリーフ環境ラベル、カーボンフットプリント試行事業の事務局、LCAコンサルティング事業等に従事。2019年より現職。環境ラベルの運営や調査委託事業を通じて得られた国内外の動向をベースに、サプライチェーンにおけるLCA情報の共有や、サステナブル経営へのライフサイクル思考の活用を推進している。日本LCA学会理事。

